（荷さばき地の性能規定）

第八十二条　荷さばき地の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一～五　（略）

六　移動式荷役機械を利用する荷さばき地にあっては、貨物の安全かつ円滑な荷さばきが行えるよう、必要に応じて、衝突防止のための適切な措置が講じられていること。

七～九　（略）

2　（略）

第九章　移動式施設

（移動式施設）

第九十条　移動式施設の要求性能に関し省令第五十二条の告示で定める事項は、次条及び第九十二条に定めるとおりとする。

（移動式荷役機械の性能規定）

第九十一条　移動式荷役機械の性能規定は、荷役機械の形式に応じて、次の各号に定めるものとする。

一　対象船舶、貨物の種類及び量、係留施設の構造及び荷役の状況に応じて、適切に配置され、かつ、所要の諸元を有すること。

二　当該施設周辺の環境保全のために、必要に応じて、粉じん、騒音等の防止ができるよう適切な機能を有すること。

三　貨物の安全かつ円滑な荷役が行えるよう、必要に応じて、衝突防止のための適切な措置が講じられていること。

（移動式旅客乗降用施設の性能規定）

第九十二条　移動式旅客乗降用施設の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一　通路が、旅客の安全かつ円滑な乗降が行えるよう、次の基準を満たすこと。

イ　適切な幅員及び勾配であること。

ロ　滑り止めの措置が講じられ、又は滑りにくい材料が用いられていること。

ハ　両側に側壁、手すり等が設置されていること。

二　階段が設けられていないこと。ただし、やむを得ず設ける場合にあっては、階段の蹴上げ高が利用者の安全に配慮し設定され、必要に応じて踊り場が設けられていること。

三　旅客乗降用施設と車両乗降用施設を兼用するものでないこと。ただし、旅客と車両の通行を分離できる場合にあっては、この限りでない。

四　旅客乗降用施設の可動橋の先端部の鉛直方向の移動可能量が、潮位、船舶の喫水の変化及び船舶の動揺に応じて、適切に設定されていること。

五　主たる作用が自重である永続状態に対して、部材の健全性を損なう危険性が限界値以下であること。

六　主たる作用がレベル一地震動、載荷重及び風である変動状態に対して、当該施設脚部の浮き上がりにより安定性を損なう危険性が限界値以下であること。

第十章　その他の港湾の施設

（その他の港湾の施設）

第九十三条　旅客乗降用固定施設、廃棄物埋立護岸、海浜並びに緑地及び広場の要求性能に関し省令第五十七条の告示で定める事項は、次条から第九十七条までに定めるとおりとする。

（荷さばき地の性能規定）

第八十二条　荷さばき地の性能規定は、次の各号に定めるものとする。

一～五　（新設）

六～八　（略）

2　（略）

（新設）

（新設）

（新設）

第九章　その他の港湾の施設

（その他の港湾の施設）

第九十条　旅客乗降用固定施設及び移動式旅客乗降用施設、廃棄物埋立護岸、海浜並びに緑地及び広場の要求性能に関し省令第五十三条の告示で定める事項は、次条から第九十五条までに定めるとおりとする。